

おくやみガイドブック

〜今後のさまざまな手続きのご案内〜

吹田市



このたびのご不幸、謹んでお悔やみ申し上げます。

ご遺族のみなさまにおかれましては、今後、相続のほか年金や保険など、さまざまな申請や届出などの手続きが必要となります。

吹田市では、必要な手続きを少しでもわかりやすく行ってもらえるよう、主な手続きを一覧にした「おくやみガイドブック～今後のさまざまな手続きのご案内～」を作成しました。

お手続きの際のご参考になればと存じます。

手続き関係チェックシート

亡くなられた方についてお伺いします。該当するところのチェック欄に「✓」をつけてください。

項目	質問	回答	必要な手続き	チェック
住民異動	世帯主でしたか	はい	世帯主変更の手続きが必要です →5ページ	
	実印をお持ちでしたか。印鑑登録証をお持ちでしたか	はい	印鑑登録に関する手続きは不要です→5ページ	
	マイナンバー（個人番号）カード・住民基本台帳カードをお持ちでしたか	はい	手続きは不要です	
	特別永住者証明書をお持ちでしたか	はい	特別永住者証明書の返納が必要です→5ページ	
健康保険・年金	どのような健康保険に加入されていましたか	国民健康保険	被保険者資格喪失の手続き・葬祭費の請求が必要です →5、6ページ	
		後期高齢者医療保険	被保険者資格喪失の手続き・葬祭費の請求が必要です →6ページ	
		社会保険・共済組合等	必要な手続きについては会社や組合にお問い合わせください →6ページ	
		わからない	保険証を市役所にお持ちください	
	どのような年金を受給していましたか、もしくはどのような年金に加入されていましたか	国民年金・厚生年金	必要な手続きについては市民課国民年金担当もしくは日本年金機構吹田年金事務所（予約制）にお問い合わせください →7ページ	
		共済年金・企業年金	必要な手続きについてはつとめ先や年金組合にお問い合わせください →7ページ	
		わからない	日本年金機構吹田年金事務所（予約制）もしくは市民課国民年金担当に相談してください	

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

項目	質問	回答	必要な手続き	チェック
福祉	各種障害の手帳をお持ちでしたか	はい	手帳の返納が必要です →7ページ	
	重度障害者(児)医療費助成を受けていましたか	はい	医療証の返納が必要です →7ページ	
	特別児童扶養手当を受けていましたか	はい	手当証書の返納が必要です →7ページ	
	65歳以上でしたか	はい	介護保険被保険者証の返納が必要です →7ページ	
	緊急通報システムなどの高齢者在宅福祉サービスを利用していましたか	はい	必要な手続きについては担当課にお問い合わせください →8ページ	
	18歳以下の子どもがいましたか	はい	子ども医療費助成に関する必要な手続きについては担当課にお問い合わせください →8ページ	
	児童手当・児童扶養手当・ひとり親家庭医療費助成等を受けていましたか	はい	必要な手続きについては担当課にお問い合わせください →8ページ	
	許可保育施設や新制度幼稚園の在園児の保護者でしたか	はい	必要な手続きについては担当課にお問い合わせください →8ページ	
	公害医療手帳をお持ちでしたか	はい	必要な手続きについては担当課にお問い合わせください →8ページ	
	被爆者二世登録証明書をお持ちでしたか	はい	必要な手続きについては担当課にお問い合わせください →8ページ	
	被爆者健康手帳又は健康診断受診者証をお持ちでしたか	はい	必要な手続きについては担当課にお問い合わせください →8ページ	
	特定医療費(指定難病)助成を受けていましたか	はい	必要な手続きについては担当課にお問い合わせください →8ページ	
	肝炎治療医療費助成を受けていましたか	はい	必要な手続きについては担当課にお問い合わせください →8ページ	

項目	質問	回答	必要な手続き	チェック
税金	市税の納付は済んでいますか	はい	納付（納付状況の確認）が必要です。 →9ページ	
		いいえ (わからない)		
	市府民税を納めていましたか	はい	相続人代表者を指定する場合は、 相続人代表者指定届の提出が必要です →9ページ	
	固定資産税を納めていましたか	はい	相続人代表者を指定する場合は、 相続人代表者指定届等の提出が必要です →9ページ	
	排気量125cc 以下のバイク等 をお持ちでしたか	はい	名義変更または廃車の手続きが 必要です →9ページ	
	市税等を口座で納めていましたか	はい	口座の変更等が必要です →9ページ	
	相続税の対象となる資産をお持ちでしたか	はい	必要な手続きについては吹田税務 署にお問い合わせください →9ページ	
		わからない		
土地・建物	準確定申告（※）の対象となる 収入がありましたか	はい	必要な手続きについては吹田税務 署にお問い合わせください →9ページ	
		わからない		
	土地・建物（登記済み）をお持ちでしたか	はい	相続登記の手続きが必要ですので、 大阪法務局にお問い合わせください →9ページ	
その他（市役所関係）	登記をしていない建物をお持ちでしたか	はい	未登記家屋異動届の提出が必要です →9ページ	
	農地をお持ちでしたか	はい	農業委員会への届出が必要です →9ページ	
	上水道・下水道の契約者でしたか	はい	名義変更等の手続きが必要です →9ページ	
	市営住宅に入居されていませんか	はい	必要な手続きについては市営住宅 管理センターにお問い合わせください →10ページ	
	犬を飼っていましたか	はい	必要な手続きについては担当課に お問い合わせください →10ページ	
	ごみの処理が必要ですか	はい	事前申し込みが必要です →10ページ	
	図書館で本などを借りていましたか	はい	返却が必要です →10ページ	

※ 準確定申告… 1年の途中で亡くなった方（被相続人）の収入の申告と納税を相続人が行う手続き

項目	質問	回答	必要な手続き	チェック
運転免許・車両	運転免許証をお持ちでしたか	はい	必要な手続きについては吹田警察にお問い合わせください →11ページ	
	車両等をお持ちでしたか	はい	名義変更または廃車の手続きが必要です。 排気量125cc以下のバイク等 →9ページ その他の車両→11ページ	
官公庁以外	クレジットカードをお持ちでしたか	はい	必要な手続きについてはお問い合わせください →12 ページ	
	生命保険にご加入でしたか	はい		
	金融機関に預金がありますか	はい		
	電気・ガス・電話・浄化槽・NHK 受信料などの契約者でしたか	はい		
	新聞・雑誌等の購読をされていましたか	はい		
	各種団体等に参加されていましたか	はい		
	介護施設等を利用されていましたか	はい		
	簡素にして厳粛なご葬儀を希望されますか	はい		
	お墓などを所有されていましたか	はい		

死亡に伴う手続きについて

【官公庁の手続き】 ※市役所での手続きは課名を表示してあります

主な手続きの種類	手続きの内容	必要なもの	手続き窓口
住民異動	世帯主の変更 (15歳を超える方が3人以上の世帯で世帯主が亡くなったとき)	世帯主変更 ☐ 来庁者の本人確認書類 (運転免許証等) ☐ 委任状 (別世帯の方が手続きする場合)	市民課 (101窓口) ☎06-6384-1235 山田出張所 ☎06-6877-0813 千里丘出張所 ☎06-6877-0330 千里出張所 ☎06-6871-0227
	印鑑登録証の返納	手続き及びカード返納の必要はありません ご自宅でハサミを入れ処分してください	
	住民基本台帳カード・個人番号カードまたは、通知カード	手続き及びカード返納の必要はありません	
	特別永住者証明書	特別永住者証明書の返納 ※大阪出入国在留管理局へ持参又は東京出入国在留管理局おだいば分室へ郵送 ☐ 亡くなった方の特別永住者証明書	大阪出入国在留管理局 ☎06-4703-2190 ※送付先 〒135-0064 東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎9階
医療保険	国民健康保険証の返却	被保険者証の返却 ☐ 亡くなった方の被保険者証	国民健康保険課 (113番窓口) ☎050-1807-2183 山田出張所 ☎06-6877-0813 千里丘出張所 ☎06-6877-0330 千里出張所 ☎06-6871-0227

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

死亡に伴う手続きについて

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

主な手続きの種類	手続きの内容	必要なもの	手続き窓口
医療保険	国民健康保険の葬祭費	☐ 葬祭執行者であることがわかるもの（喪主及び亡くなった方のお名前が記載された葬儀社の領収書や会葬礼状等） ☐ 喪主等の方の通帳と認印（朱肉を使うもの） ☐ 来庁者の本人確認書類（マイナ保険証・運転免許証等）	国民健康保険課 (113窓口) ☎050-1807-2183 山田出張所 ☎06-6877-0813 千里丘出張所 ☎06-6877-0330 千里出張所 ☎06-6871-0227
	後期高齢者医療保険証の返却	☐ 亡くなった方の被保険者証	国民健康保険課 (113番窓口) ☎050-1807-2183 山田出張所 ☎06-6877-0813 千里丘出張所 ☎06-6877-0330 千里出張所 ☎06-6871-0227
	後期高齢者医療保険の葬祭費	☐ 葬祭執行者であることがわかるもの（喪主及び亡くなった方のお名前が記載された葬儀社の領収書や会葬礼状等） ☐ 喪主等の方の通帳と認印（朱肉を使うもの） ☐ 来庁者の本人確認書類（マイナ保険証・運転免許証等）	国民健康保険課 (113窓口) ☎050-1807-2183 山田出張所 ☎06-6877-0813 千里丘出張所 ☎06-6877-0330 千里出張所 ☎06-6871-0227
	社会保険・共済組合等	加入されていた方は、会社や組合の保険担当の方にお問合わせください。	

主な手続きの種類		手続きの内容	必要なもの	手続き窓口
年金	国民年金・厚生年金	- 年金の受給、もしくは加入状況等により手続き先が異なりますので、日本年金機構吹田年金事務所、又は担当課までお問合わせください。 ※年金事務所での相談・お手続きの際は、ご予約をお願いします。 - 予約受付専用電話 ☎0570-05-4890 (平日 8:30~17:15)		日本年金機構 吹田年金事務所 ☎06-6821-2401 市民課国民年金担当 (233窓口) ☎06-6384-1209
	共済年金・企業年金等	- 加入中の場合は会社等の年金担当の方にお問合わせください。 - 年金受給中の場合は、年金支給ハガキ等に記載されている連絡先にお問合わせください。		
福祉	各種障害の手帳	手帳等の返納	☐ 各種障害の手帳 ☐ 認印	障がい福祉室 (116窓口) ☎06-6384-1347
	重度障害者(児)医療費助成	- 医療証の返納 - 相続人代表指定届の提出	☐ 医療証 ☐ 相続人代表者の方の通帳と認印(朱肉を使うもの)	
	特別児童扶養手当	手当証書の返納	☐ 手当証書 ☐ 認印	
	介護保険	介護保険被保険者証の返納	☐ 介護保険被保険者証	高齢福祉室 (119窓口) ☎06-6384-1343 山田出張所 ☎06-6877-0813 千里丘出張所 ☎06-6877-0330 千里出張所 ☎06-6871-0227

死亡に伴う手続きについて

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

主な手続きの種類	手続きの内容	必要なもの	手続き窓口
緊急通報システムなどの高齢者在宅福祉サービス	・担当課までお問合せください		高齢福祉室 (118窓口) ☎06-6384-1360
子ども医療費助成・児童手当・児童扶養手当・ひとり親家庭医療費助成等	・担当課までお問合せください		子育て給付課 (218窓口) ☎06-6384-1470
支給認定変更申請	・支給認定に関わる世帯状況の変更手続きが必要なため、担当課までお問合せください。		保育幼稚園室 (217窓口) ☎06-6384-1592
公害医療手帳	公害医療手帳の返還及び被認定者死亡に係る遺族補償費等制度の説明	☐ 公害医療手帳 ☐ 届出人の印鑑 ☐ 死亡を証する書類(死亡診断書のコピー等)	成人保健課 (吹田市立保健センター3階) ※R6.5より同建物内5階へ移転 ☎06-6384-1827
被爆者二世登録証明書	被爆者二世登録証明書の返還	☐ 被爆者二世登録証明書	
被爆者健康手帳又は健康診断受診者証	被爆者死亡届の提出及び葬祭料の制度の説明	☐ 被爆者健康手帳又は健康診断受診者証 ☐ 届出人の印鑑 ☐ 死亡を証する書類(死亡診断書のコピー等) ☐ 各種手当証書(手当受給者のみ) ☐ 原爆症認定書(原爆症認定を受けている方のみ) ☐ 死亡した被爆者の住民票(除票)	
特定医療費(指定難病)助成	受給者証の返還	☐ 受給者証	地域保健課 (吹田市保健所) ☎06-6339-2227
特定疾患医療証	医療証の返還	☐ 医療証	
小児慢性特定疾病医療受給者証	受給者証の返還	☐ 受給者証	すこやか親子室 (保健センター内) ☎06-7220-3796
肝炎治療医療費助成	受給者証の返還 ※大阪府健康づくり課生活習慣病・がん対策グループへ郵送	大阪府健康づくり課生活習慣病・がん対策グループ ☎06-6944-9163 ※送付先 〒540-8570 大阪府中央区大手前2丁目 本館6階 健康づくり課	

主な手続きの種類		手続きの内容	必要なもの	手続き窓口
税金	市税（市府民税・固定資産税）の納付手続き	市税の納付が済んでいない場合は相続人が代わって納付していただく必要があります。詳しくは担当課までお問い合わせください。		納税課 （203窓口）※ ☎06-6384-1331
	市税（市府民税・固定資産税）の納税	当市に個人市府民税・固定資産税の納税義務のある方が死亡され、複数人の相続人がいて、相続人代表者を指定する場合は、届出が必要です（相続人代表者指定届等）。詳しくは担当課までお問い合わせください。		市民税課 （202窓口）※ ☎06-6384-1248 資産税課 （204窓口）※ ☎06-6384-1245
	軽自動車・バイク等の手続き	名義変更または廃車の手続きが必要です。排気量125cc以下のバイク等の手続きについては担当課までお問い合わせください。軽自動車や排気量125ccを超えるバイク等の手続きについては、11ページをご参照ください。		市民税課 （201窓口）※ ☎06-6384-1244
	口座振替	亡くなった方の口座から市税等を口座振替していた場合、口座の変更等が必要となります。		納税課 （203窓口）※ ☎06-6384-1283
	相続税	相続税の申告が必要な場合がありますので、税務署にご相談ください。		吹田税務署 ☎06-6330-3911
土地・建物	相続登記の申請	土地・建物を所管する法務局に、相続登記の申請をする必要があります。詳しくは法務局にご相談ください。		大阪法務局 北大阪支局 ☎072-638-9444
	未登記家屋異動届の提出	登記していない家屋の名義を変更	☐ 被相続人と相続人の戸籍謄本 ☐ 遺産分割協議書又は相続人決定通知書 ☐ 実印 ☐ 印鑑登録証明書	資産税課 （204窓口）※ ☎06-6384-1245
	農地の相続	農業委員会への届け出が必要です		農業委員会事務局 （703窓口） ☎06-6384-2792
その他（市役所関係）	上下水道料金の精算や名義変更等	担当課までお問い合わせください 電話番号のかけ間違いにご注意ください		水道部総務室 料金グループ ☎06-6384-1255

死亡に伴う手続きについて

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

主な手続きの種類	手続きの内容	必要なもの	手続き窓口
市営住宅	市営住宅管理センターまでお問い合わせください		市営住宅管理センター (317窓口) ☎06-6170-9926
犬の登録内容の変更	担当課までお問い合わせください		衛生管理課 (吹田市保健所) ☎06-6339-2226
ごみの臨時収集（有料）	お亡くなりになった方のごみを臨時に収集することができます。 事前申し込みが必要です。担当課までお問い合わせください。		事業課 ☎06-6832-0026
その他（市役所関係） 借出カード・貸出資料（本など）	借出カードは返還（廃棄手続き）が必要です。担当課までお問い合わせください。資料については最寄りの図書館に返却ください。		中央図書館 ☎06-6387-0071 千里図書館 ☎06-6834-0132 北千里図書館 ☎06-6834-2922 さんくす図書館 ☎06-6317-0037 江坂図書館 ☎06-6385-3766 千里山・佐井寺図書館 ☎06-6192-0516 千里丘図書館 ☎06-6877-4060 山田駅前図書館 ☎06-6816-7722 山田分室 ☎06-6875-1235 健都ライブラリー ☎06-6388-3800
こころの健康相談	精神保健福祉士、保健師等が相談に応じています。「眠れない」「気持ちが落ち込む」等、お困りのことはありませんか。お気軽にご相談ください。		地域保健課 ☎06-6339-2227

主な手続きの種類		手続きの窓口	手続き 窓口
国・府等への手続き	運転免許証の返納	吹田警察署	06-6385-1234
	軽自動車の名義変更・廃車等	軽自動車検査協会高槻支所	050-3816-1841 (平日) 8:45~11:45 13:00~16:00
	普通自動車の名義変更・廃車等 排気量が125ccを超えるバイク	近畿運輸局大阪運輸支局	050-5540-2058 (平日) 8:45~11:45 13:00~16:00
	府営住宅に入居中の方	株式会社東急コミュニティー 大阪府営住宅千里管理センター	06-6155-2782
	府税関係	三島府税事務所	072-627-1121
	雇用保険（失業保険）受給中の方	ハローワーク淀川	06-6302-4771
	所得税・相続税等 ※死亡した年の収入の申告が必要な場合があります	吹田税務署	06-6330-3911

【官公庁以外の手続き】

主な手続きの種類	手続きの窓口
クレジットカードの失効手続き等	クレジット会社にお問合わせください
生命保険の請求等	加入している生命保険会社にお問合わせください
預金の手続き等	金融機関にお問合わせください
電気・ガス・電話・浄化槽・NHK受信料などの精算・名義変更	領収書等に記載されている会社にお問合わせください
新聞・雑誌等の購読手続き	新聞販売店・書店・販売業者等にお問合わせください
各種団体等の手続き	各種団体等にお問合わせください
介護施設等の手続き	介護施設等にお問合わせください
規格葬儀の申込み・問合せ	最寄りの葬儀社にお問い合わせください
お墓などの手続き	お墓などを管理している事務所（区・寺院・公益法人等）にお問合わせください

※各手続きにおいて、内容によっては一度で終わらないことがあります。

※預金通帳の引き落とし履歴などから、契約先を確認することもできます。

相続に関する専門家の相談について

相続に関しては、専門家の知識が必要となる場合があります。
以下の無料相談をご利用ください。

○相続全般に関する相談（税に関する相談を除く）～弁護士による相談～

名称	場所	実施日	問合せ先
法律相談 (弁護士)	市民総務室 (市役所1階105番窓口) 内の相談室	毎週火曜日・金曜日 午後1時～ 午後4時30分 (うち、お1人様25分)	予約専用電話 ☎06-6385-8181 (市民総務室)

○相続登記・遺産分割協議書作成等に関する相談～司法書士による相談～

名称	場所	実施日	問合せ先
登記相談 (司法書士)	市民総務室 (市役所1階105番窓口) 内の相談室	毎月第1・3月曜日 午後2時30分～ 午後4時30分 (うち、お1人様25分)	予約専用電話 ☎06-6385-8181 (市民総務室)

○相続税に関する相談～税理士による相談～

名称	場所	実施日	問合せ先
税務相談 (税理士)	市民総務室 (市役所1階105番窓口) 内の相談室	毎週水曜日 午後1時30分～ 午後4時30分 (うち、お1人様30分) ※主に国税(所得税・相続 税など)の相談	予約専用電話 (近畿税理士会吹田支部) ☎06-6319-0450 (市民税課)

※なお、本ガイドブックに掲載していない手続きや相談等もございますので、予めご了承ください。

身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨	○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (18 ページ参照) ○遺言調査・遺言書の検認 ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認	(22 ページ参照)
4ヶ月以内			○所得税の準確定申告 (23 ページ参照)
10ヶ月以内		○遺産分割協議 (22 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など	○相続税の申告 (23 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	

吹田市で必要な手続きについては 5 ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項 目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2 年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5 年以内	【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号 【手続き先】 お近くの年金事務所 【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項 目	期 日	備 考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。 吹田税務署 ☎06-6330-3911
事業廃止届出書		
個人事業の開業・廃業など届出書	1 ヶ月以内	
給与支払事務所などの開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする年の翌年 3 月 15 日まで	

改葬・墓じまいの手続きについて

1 新しい改葬先を確保

改葬先の管理者から下記の書類を発行してもらいます。
・受入証明書 ・永代使用許可書

2 埋葬証明証を発行

現在、埋葬されている墓地の管理者から、埋葬証明書を発行してもらいます。

3 改葬許可証の受け取り

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続きです。
※散骨や手元供養の場合は不要なことが多いですが、念のため事前に確認しておきましょう。

▼提出先（受取先）

墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を行って改葬許可証を受け取ります。必要書類等の詳細は市のホームページをご参照ください。

4 遺骨を取り出し（魂抜き）

住職などにお経を挙げてもらって遺骨を取り出します。遺骨の取り出しは石材店にお願いするため、事前にどこにお願いするか決めておきます。

5 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。
※手元供養や散骨の場合は異なります。

担当課・問い合わせ先

市民課

☎ 06-6384-1237

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先
恩給を受給していた	☐	総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
預貯金口座など	☐	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	☐	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	☐	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店
月極で駐輪場を利用している	☐	定期利用解除には手続きが必要です。 お問い合わせください。 総務交通室 ☎ 06-6872-6136	
不動産登記	☐	土地・家屋などの所有者 移転（相続）登記など	大阪地方法務局北大阪支局 ☎ 072-638-9444
クレジットカード	☐	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	☐	契約継承、解約	
インターネット	☐	名義変更、解約	
電気・ガス	☐		
ケーブルテレビ	☐		
NHK 受信料	☐		☎ 0120-15-1515

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただき、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

銀行口座凍結時の解除の方法

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

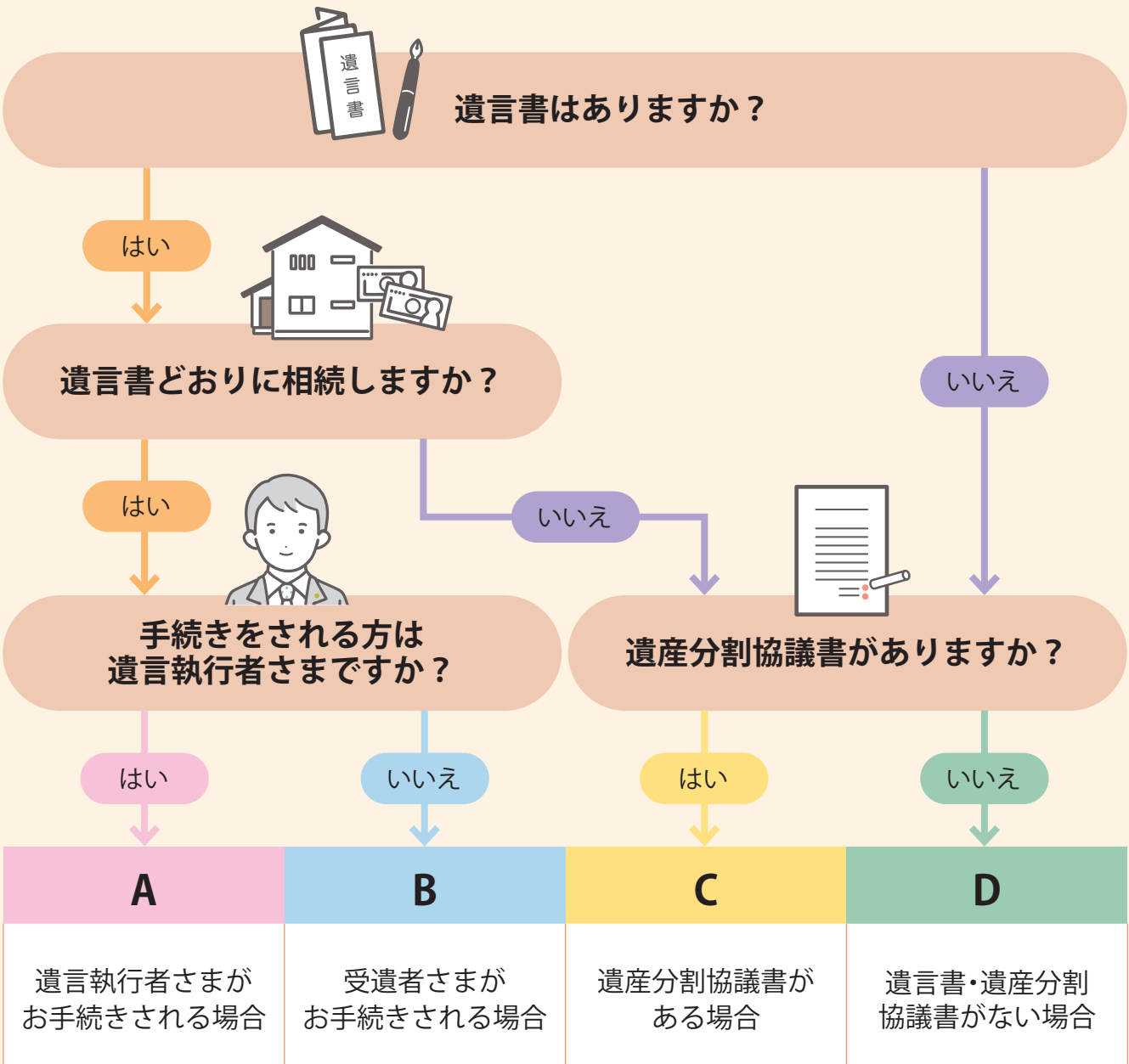
委任状

口座凍結解除の大まかな流れ

- 1. 金融機関窓口にて口座凍結解除依頼
- 2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
- 3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関毎に必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問い合わせください

必要書類の準備



代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人(故人)の通帳・証書、キャッシュカード等	ご遺族
全員	被相続人(故人)の戸籍謄本	市区町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合：遺言執行者分 ・遺言書がない場合：相続人全員分	市区町村
A B	遺言書(原本)	ご遺族
A B	検認調書または、検認済証明書(原本) ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書(原本)	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村
D	相続関係届出書 (金融機関により名称が異なります)	各金融機関

MEMO

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

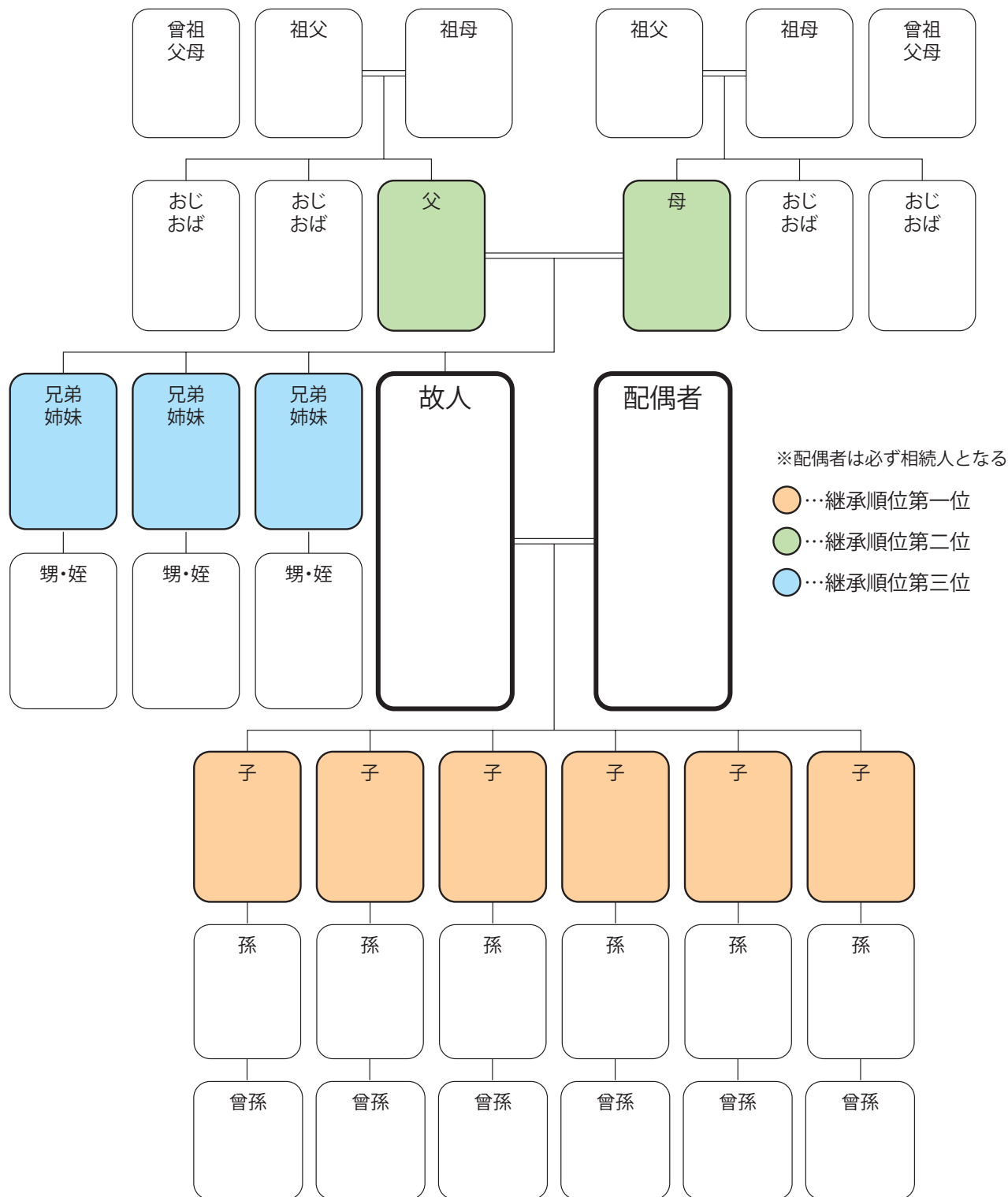
☒	項 目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)	3ヶ月以内	共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認		被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

☒	項 目	期 日	備 考
☐	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。
☐	相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円＋600万円×法定相続人の数

MEMO

家系図 (3親等内の親族)

※ 父母が存命でない場合は、祖父母が父母と同様に継承順位第二位となる



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所など	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号など	受給金額	備 考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

令和6年
4月1日から

所有者不明土地の解消に向けて

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ
①

戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ
②

遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ
③

登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ
④

登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ
⑤

登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されました。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

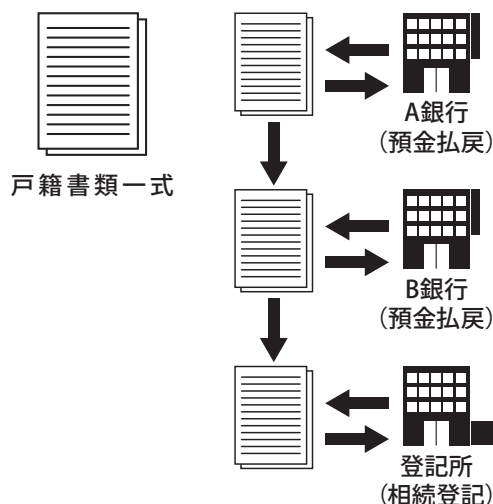
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。(※1)

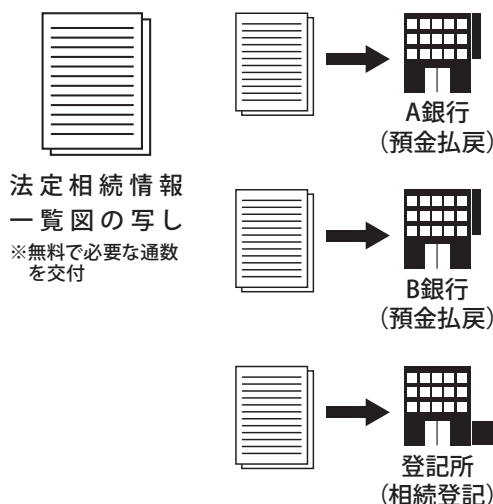
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人または代理人)

1. 市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

委任状

代理人

住所

(方書・部屋番)

氏名

生年月日 年 月 日生

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

[委任事項]

令和 年 月 日

委任者

住所

(方書・部屋番)

氏名

生年月日 年 月 日生

電話番号

(宛先)吹田市長

※委任事項は、どなたの何の手續を委任するか、具体的に記載してください。

(例)○山○子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること

※日付を必ず記載してください。

※委任者本人が必ず署名してください。

MEMO

MEMO

野村の仲介+ (PLUS) は、不動産の専門家だからこそ アドバイスできることがあります。

空家の売却で、税金がゼロになる特例

相続した空家売却の 「3,000万円特別控除」 を活用しましょう。

相続開始から
3年目の年末までが
適用条件です!

通常は、不動産を売却した際に利益(譲渡所得)がでると税金がかかります。ですが、2016年にできた「相続空き家の3,000万円特別控除」の要件を満たせば、空家を売却した際の利益3,000万円までは非課税になるのです。

相続や遺贈によって取得した空家を対象とするため所有されている方にとっては、この特別控除の特例は大きなメリットになります。適用条件を満たすのであれば利用しない手はないでしょう。所有されている空家がこの制度に適用するかどうかを含め、一度ご相談されることをおすすめいたします。

相続 TOPIC

2021年4月21日付で民法・不動産登記法の改正法が成立したことにより

相続登記が義務化されました。

法律改正

2021年4月21日付で民法・不動産登記法の改正法が成立し、2024年4月1日より相続登記が義務化されたことはご存知ですか?定められた期間内に手続きを行わないと、過料の適用対象となる場合があります。

2024年4月1日施行

相続登記の義務化^{※1}

不動産を取得した相続人は、その取得を知った日から3年以内の相続登記の申請が義務付けられます。

10万円以下の過料の罰則あり

相続に関するさまざまな悩みやご不安を解消いたします



相続税
簡易試算



税理士による
相続診断



ご所有不動産の
査定



相続税立で替え
サービス

野村の仲介+(PLUS)では、司法書士・税理士とタッグを組んで相続にまつわる悩みやご不安をトータルサポートします。相続でお悩みの方は、まずはお問い合わせください。

※上記内容は法務省民事局2022年版パンフレットより参照 ※1 法改正前から所有している相続登記の申請がされていない不動産も対象となります。

不動産のご相談は野村の仲介+ (PLUS) 江坂センターへ



電話で

【フリーコール】

0120-912-811



ネットで

ノムコム 江坂

検索



二次元コードで

スマホからカンタンアクセス!

※機種によってはご利用いただけない事もあります。



ご来店

御堂筋線
「江坂」駅
徒歩3分



〒564-0051 大阪府吹田市豊津町8番19号ラ・メゾン シャルマン1階

野村の仲介+
PLUS

野村不動産ソリューションズ株式会社 江坂センター
国土交通大臣免許(5)第6101号 (一社)不動産流通経営協会会員 (公社)首都圏不動産公正取引協議会加盟

相続でお困りではありませんか？

相続



何から始めたらいいかわからない・・・

相続人がわからない・・・

遺言書作成



家族のために
遺言書を残したい

親族間でのトラブルを
防ぎたい

／ 不安なことはどんなことでもご相談ください。 ／

初回30分
無料

ご質問・ご相談はお気軽に下記までお問い合わせください。

☎06-6318-1251

受付
時間

9:00～17:00
(土日祝日を除く)

吹田駅前法律事務所

〒564-0027 大阪府吹田市朝日町5-8 ヤマトビル2階

FAX:06-6318-1252

✉ info@suita-law.com



遺品整理 生前整理 不用品買取

吹田市の
ご遺族様の
お悩みお気軽に
ご相談ください



こんなお悩みはございませんか？

- ✓ 遠方のため整理がはかどらない
- ✓ 仕事があって作業時間がとれない
- ✓ 買取店って利用したことないから不安
- ✓ これって売れるの？

などなど

てんゆう堂 千里山店は地域に根ざしたサポートを致します。
査定無料！お忙しい方は出張買取、LINEでのお問い合わせも可能。
貴金属、ブランド品、カメラ、切手等、大切な思い出の品々、
心を込めてお引き取り致します。

お気軽にお問い合わせください。



運営：天遊株式会社

受付時間：10:00～18:00

定休日：不定休

近くにコイン
パーキング有



06-6319-9701



古物免許番号：第62203R054262



大阪府吹田市千里山東 2-28-2

本誌ご持参で、来店頂いた際の交通費(タクシー代、駐車場代)を全額負担いたします
(ご成約、領収書のご提示必須) さらに商品問わず、ご成約の場合買取額20%アップ

全ての人々に安らぎを。それが私たちの喜びです。

All for you. It's our pleasure.

大阪北摂霊園は自然と共存し、
公的な施設として
未来永劫、最高の安心と最良の
サービスをお約束します。

宗旨・宗派
不問



・墓じまい不要 ・永代管理で初期費用のみ

お申込み内容によって金額が異なりますのでお問い合わせください



小さなお墓 71.5万円～



樹木葬 16万円～



合葬 6.6万円～

大阪北摂霊園

大阪北摂霊園 管理事務所 〒563-0216 大阪府豊能郡豊能町高山235

☎072-739-0291

営業時間：9：00～17：00 定休日：12月29日～1月3日

大阪府指令環衛第151-2号 箕面市指令市 第227号 茨木市指令市相墓経 第3号

<https://reien.toshiseibi.org/>

お気軽に
お問い合わせ
ください。

ホームページは
こちらから



お気軽に
ご相談ください

- ✓ 納骨場所をお探しの方
- ✓ お寺とご縁の無い方
- ✓ ご遺骨をご自宅に安置されている方
- ✓ 生前にご自分のお墓を決めたい方
- ✓ 今後のお墓守に不安がある方
- ✓ お墓が遠くて困っている方

お寺の運営・永代管理で
安心です

1基 40万円～（別途維持管理費）

ご希望に合わせて4タイプの納骨壇をお選びいただけます



個別壇



標準壇 ききょう



大型壇 さくら



特別壇 さくら金

■ 参拝時間：7時～19時 ■ 冷暖房完備 ■ エレベータ ■ バリアフリー ■ 駐車場有 ■ トイレ完備

浄土真宗 本願寺派(お西)

東朝山 大光寺



天文8年(1539年)から現代まで続く歴史ある寺院。
お参り・ご葬儀や仏事の悩み事までお気軽にお問い合わせください。◆各種法要・法事なども承ります。

雨の日でもゆっくりお参りができる 室内型納骨堂

吹田の納骨堂 ほう おん どう
報 恩 堂

ご見学には電話予約をお願いします

☎ 06-6387-5645

〒564-0002 大阪府吹田市岸部中5-10-10

■ JR京都線 岸辺駅より 徒歩5分 ■ 阪急京都線 正雀駅より 徒歩10分



(電話受付)
9時～17時

許可番号：[2吹田市指環政第2号] 許可日：令和2年9月18日 住職：清岡大地

もしかしたら
相続税がかかるかも!?

相続のことがわかる
オリジナル冊子を
無料でプレゼント
相続専門の情報サイトも
是非ご覧ください!



相続税ならOAG Q

生前の相続税対策のご相談から

万が一のときの**相続税申告**まで

お客様のご不安を解決いたします。

申告
期限は
10ヶ月

わからないからといって、後回しにできないのが相続です。

相続は複雑で専門的な知識がないと分からないことがたくさんあります。



相続専門

「何から手をつけてよいかわからない」あなたへ

相続に関するお悩みは
OAG 税理士法人にご相談ください

たっぷり
60分

まずは最初の一步を踏み出しましょう!

初回面談無料

相続税の節税は
生前からの地道な
対策が必要なのね!



相続税申告の必要があるかどうかをお調べいたします。

しっかりとご理解いただけるよう、難しい専門用語を使わずに、ご説明いたしますので
ご安心ください。

OAGグループの総合力が、あなたの相続を支えます。

年間相続税申告件数 **1200件以上**

経験豊富な相続専門の税理士がしっかりご対応いたします。
おかげさまで多くのお客様からご依頼をいただいております。

専門資格保有者数 **150人以上**

相続は内容に応じて、相談する専門家が異なります。OAG 税理士法人は各専門家と
連携を密にしてお客様のお悩みを解決いたします。



OAG税理士法人

〒564-0063 吹田市江坂町 1-13-33 進和江坂ビル7階

大阪メトロ御堂筋線「江坂駅」1番出口より徒歩1分

所属：近畿税理士会（法人番号 1321）



まずはお気軽にお問い合わせください

TEL:06-6310-3102

平日9時～17時（定休日：土・日・祝） OAG 税 Q



その想いと共に
ご供養を
はじめられる
ご家族様へ

故人との深く尊い繋がりは
生きる家族のあらたな集いの場となります
翠光堂は、さまざまなご供養に
向き合っておりまいた
いまから、ここからはじめられるご家族様と
共に心を寄せてまいります

お家のあらたな集いの場となります。
伝統型から最新の家具調まで、
様々な種類、大きさをご用意しております。



お仏壇

お位牌・過去帳

故人様の象徴となるお位牌。
あの人らしいを想いながらお選び下さい。



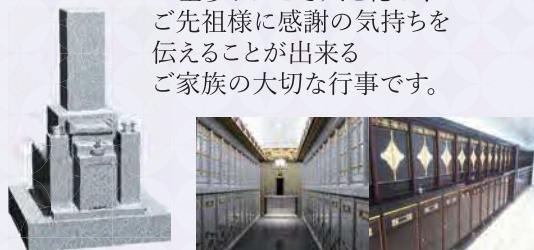
皆様から頂いたお心遣いに
感謝の気持ちをお伝えしたい。



ギフト

お墓・納骨堂

お墓参りは亡き人を偲び、
ご先祖様に感謝の気持ちを
伝えることが出来る
ご家族の大切な行事です。



40年の実績を、40年後の安心へ。 まずはお気軽にご相談下さい。

吹田本店

〒564-0001
大阪府吹田市岸部北5-3-15
・府道14号線(産業道路)沿い
・最寄り駅: JR岸辺駅、阪急正雀駅
・専用駐車場有

0120-577-510

— 国産仏壇専門店 —

翠光堂



<https://www.obutsudan.co.jp/>

阪急淡路駅前店

〒533-0032
大阪市東淀川区淡路4-9-12
・阪急淡路駅 西口すぐ
・JR淡路駅から徒歩6分
・提携コインパーキングあり

0120-599-510

営業時間 AM9:30-PM6:30 定休日 なし(年末年始・夏季休業有り) 運営会社 有限会社 翠光堂吹田店

国産仏壇 国産位牌 仏壇引取 仏壇移動 洗 い 線 香 ローソク 念 珠 墓地墓石 納骨堂 ギフト 骨つぼ 各種相談

大丈夫ですか？ あなたの不動産

相続不動産でお困りの方は
お気軽にご相談ください

ワンストップで全ての
不動産取引に対応します

弁護士・司法書士連携の
Advance へお任せ下さい

あなたに寄り添う 不動産売却サポート

一人ひとりの状況やご希望に合わせて、
最適な売却方法をご提案
いたします。全国どこでも
ご相談ください。



アドバンス

株式会社 Advance



☎ 06-4860-6277 営業時間 10:00~18:00 (不定休)

吹田市片山町 1-29-9-102 号 大阪府知事免許 (1) 第 064091 号
URL : <https://advance23.net/> E-mail : advance.to.us@outlook.jp

当社は全国の真面目で誠実な
不動産業を志す代表者の集まり
『街の不動産ポータル
TUNAGERU ツナゲル』の
趣旨に賛同し参加しております！



相続のご相談なら まこと法律事務所にお任せください

相続対策から遺産分割協議まで、豊富なノウハウと数多の
協力企業との連携を活かして、ワンストップで対応させていただきます。

お気軽にご相談ください。

遺言書作成、信託など
生前対策に関する
相談をしたい。

面倒な相続手続きをお引き受けいたします



相続放棄について
相談したい。

相続開始後の遺産分割、
遺留分減殺請求などに
ついて相談したい。

事業承継や
生前贈与について
相談したい。

皆様のお悩みを解消し、「相談してよかった」と言ってもらえるよう、全力で対応させていただきます。



弁護士法人まこと まこと法律事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満 1-2-5 3階

TEL 06-6311-3001

平日 10時~18時 (事前にご連絡があれば、土日時間外の相談も可能です)

✉ makoto@makoto-official.com



このような事でお悩みではありませんか？

費用はどの位？
子供に負担を
かけたくない
故郷のお墓が
遠くて大変
手続きが面倒そう



墓じまい

無料 お見積り
資料送付



おまかせ
下さい



まずはお骨の祀り先（永代供養）を決める事が大切です。

許可番号：箕面市指令第 93 号
許可年月日：平成 25 年 1 月 15 日
経営主体：宗教法人 大師寺

花と緑と光のなかでやすらかに眠る
箕面ピーステンボス
Mino Peace Ten Bosch

永代供養付樹木葬
オリーブの森

個別納骨 宗派不問

1 区画
(1 名様利用) **55** 万円税別

(3 名様までご利用いただけます)
※2 名様以上お申込みの場合は 1 名様につき
別途 104,000 円 (税込) がかります

施設使用料・永代供養料・石板設置料・埋葬サービス料・銘板料が含まれます。

お墓建立もおまかせください

公営墓地 公園墓地 永代供養墓地

豊中市内で
ご案内できる墓地が
豊富にあります！



資料請求は下記までご連絡をお願いします！



本誌ご持参で、石工事代金より 5%お値引きいたします。

お問い合わせは「なかやませきりょう」まで **土日営業しています。**

中山石渠

大阪府豊中市利倉1丁目9番1号
営業時間：9 時～5 時

墓地の紹介・仲介 / 墓石の施工・販売・改修・掃除・移転 / 建築石材の設計・施工



0120-10-2951



司法書士法人

トータルサポート

相続の専門家（司法書士・税理士・弁護士）による
無料相談実施中！

相続相談
税金対策
遺言作成
家族信託
不動産売却



2024年4月から正当な理由がなく相続登記の義務に違反した場合、
10万円以下の過料が科せられることがあります。

司法書士法人 トータルサポート

〒564-0028 大阪府吹田市昭和町1番1号アイワステーションビル2F TEL:0120-13-7838

メール：info@legal-ts.com ホームページ：takenaka-souzoku.com



↑
ホームページ

発	行	吹田市役所
編集／制作		株式会社鎌倉新書
発	行	年
		2024 年 5 月

